

令 6 障 害 者 支 援 第 58 号
令和 6 年 (2024 年) 4 月 15 日

就労継続支援事業所長
生活介護事業所長 様
地域活動支援センター長

山口県健康福祉部障害者支援課長

「工賃向上計画」の作成について (依頼)

障害者福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、これまで「山口県工賃向上計画 (第 4 期)」(令和 3 年度～令和 5 年度)を策定し、事業所で働く障害者が、地域で自立した生活が送れるよう、工賃の向上に向けた様々な支援を行ってまいりました。

このたび、当計画が本年 3 月末をもって終期を迎えたところですが、工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、令和 6 年度から 8 年度までの 3 か年にわたって、引き続き「山口県工賃向上計画 (第 5 期)」を策定し、工賃向上に資する取組を進めることとしました。

また、先般、国から示された別添「工賃向上計画を推進するための基本的な指針 (一部改正)」において、県はもちろんのこと、就労継続支援 B 型事業所等においても引き続き「工賃向上計画」を策定し、県全体で連携して工賃向上を目指すこととされています。

つきましては、貴事業所における 3 か年の目標及び取組方策を御検討いただき、下記により「工賃向上計画」を作成の上、御提出くださるようお願いいたします。

記

1 対象事業所

- (1) 就労継続支援 B 型事業所 (国の基本指針において全事業所の作成が義務付け)
- (2) 就労継続支援 A 型事業所 (雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。)、生活介護事業所 (生産活動を行っている場合。)、地域活動支援センターのうち希望する事業所

2 提出書類及び提出期限

調査票 (工賃向上計画シート) 令和 6 年 5 月 15 日 (水) 必着

(集計作業の都合上、国の指針に記載されている提出期限と異なることについて、ご理解いただきますようお願いいたします。)

※ 様式、記入例、記入要領は山口県障害者支援課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/press/253254.html>

3 提出方法

メール

※集計の都合上、メールによる提出にご協力ください。

※電子データによる提出が困難な場合は、郵送も可能です。

4 提出・問い合わせ先

E-mail a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県健康福祉部障害者支援課 担当 小村（こむら）

TEL：083-933-2765 FAX：083-933-2779

5 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において再編された基本報酬に係る留意事項

令和6年4月分の報酬請求に当たり、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、ロの就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）及びハの就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）を算定する事業所は、令和6年4月分の報酬請求日までに工賃向上計画を作成する必要がありますが、県への報告は、「2」のとおり令和6年5月15日（水）までをお願いします。

6 添付書類（下線部の資料を御提出ください。）

・調査票（工賃向上計画シート）

・調査票 記入要領

・「工賃向上計画」を推進するための基本的指針」の一部改正について

（令和6年3月29日障発第0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）